

令和元年 6 月 24 日

会員各位

高知県病院薬剤師会 事務局

研修会における研修受講シールの発行について（重要なお知らせ）

日頃より薬剤師研修認定制度に対してご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、研修受講シールが、インターネット上で不正に売買されている事例が確認され、不適切な方法で入手した研修受講シールによる研修認定取得の行為は、研修認定制度の信頼性を揺るがしかねない、また調剤報酬請求の適正性にも疑念を生じさせるものであるとの見解が出されました。

つきましては今回の防止策として、令和元年 5 月 27 日に開催された日本薬剤師研修センター「薬剤師研修協議会連絡会」にて研修受講シール発行に関し下記のとおり決定されましたので、今後研修受講シールの管理運用につきましてのご協力ご理解をお願いします。

記

※7月1日以降の研修会における研修受講シール配布の際は、研修会出席者名簿に、**研修シール番号・氏名・薬剤師免許番号**の全て記載していないと配布できなくなりますので、ご協力の程よろしくをお願いします。

➤名簿の書式例

受講者名簿の記載例 (以下の①②③④は必須です。)

	①研修受講シール番号 (必須)	②施設名 (必須)	③受講者名 (必須)	④薬剤師免許番号 (必須)
1	A-000001	〇〇病院	〇〇〇〇	900000
2	A-000002	〇〇病院	△△△△	900001

<厳守事項>

➤研修受講シールに通し番号をつける。

(1人1枚しか配布できない。当日紛失の場合でも一度配布したら配布できません)

➤**薬剤師免許番号を参加者名簿に記載する。**

(研修会を受講される場合は必ず薬剤師免許番号を携帯して下さい)

➤当日薬剤師免許番号の記載のない受講者にはシールの当日配布はしない。

➤研修受講シールの紛失した場合は再発行できない。

認定薬剤師の申請の際に、日本薬剤師研修センターでは申請者本人の受講したすべての研修会記録のチェックを行います。その際に参加名簿と薬剤師免許番号・研修受講シール番号が、本人確認に必要なものとなります。

万一、間違えて薬剤師免許番号の未記載の受講者にシールを配布し、そのシールを手帳に貼付した場合は、薬剤師番号と本人確認出来ないため、無効となります。

また、いかなる場合でも紛失、破損等の研修シールの再発行もできません。

ご不明な点がございましたら、高知県病院薬剤師会 事務局までご連絡下さい。